

天然記念物食害対策費国庫補助要項

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定
昭和56年4月2日
昭和60年4月5日
平成17年4月1日
令和2年4月1日
改 正

1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条の規定により天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。ただし、捕獲事業及び効果測定等調査は、都道府県のみとする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 幼樹保護
- (2) 防護柵設置
- (3) 捕獲
- (4) 防護網等設置
- (5) 餌場借上
- (6) 給餌
- (7) 効果測定等調査
- (8) その他保護管理のために必要な施設の設置等

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
 - ア 幼樹保護経費
 - イ 保護柵設置経費
 - ウ 捕獲経費
 - エ 防護網等設置経費
 - オ 餌場借上げ経費
 - カ 給餌経費
 - キ 効果測定等調査経費
 - ク その他保護管理のために必要な施設の設置等に要する経費
- (2) その他の経費
 - 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の3分の2とする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
天然記念物食害対策事業	主たる事業費	天然記念物食害対策費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	森林地帯等危険地域における調査、特に危険な動物が生息する地域で調査を実施する場合 特に危険な機器の使用を伴う調査を実施する場合 謝金等 会計年度任用職員を含む 獣医・専門家等招へい、派遣 輸送料 動物治療費 麻醉銃所持手数料等
	その他	天然記念物食害対策費	共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料 原 材 料 費 工事請負費 備品購入費	〇〇傷害保険料 〇〇保険料 〇〇報償費 費用弁償 普通旅費 特別旅費 消耗品費 燃料費 光熱水料 修繕料 飼(餌)料 〇〇料 〇〇料 保管料 通信運搬費 手数料 〇〇料 〇〇調査委託 〇〇委託 〇〇研究委託 〇〇借上損料 〇〇損料 〇〇借上	
	事務経費	事務費	旅 費 需 用 費 役 務 費 使用料及び賃借料	普通旅費 特別旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 手数料 借料及び損料	連絡旅費 指導監督旅費 郵便、電信電話料等 打合会会場借料